# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
# 女性の健康支援に取り組む認定一般事業主及び特例認定一般事業主の表示募集要領

1　趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第９条及び第 12 条に基づく認定制度については、同法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の改正により、現在の認定制度（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に加え、職場における女性の健康支援に取り組む事業主を認定するための新たな認定制度が創設される予定である。

当該認定を受けた一般事業主は、厚生労働大臣の定める表示（以下「認定マーク」という。）を広告、名刺、求人票などに付すことができるようになり、女性労働者の活躍に加え、健康支援にも積極的に取り組む優良な企業であることを対外的に示すことで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できる。

今般、当該認定を受けた認定一般事業主又は特例認定一般事業主のみが使用できる認定マーク「えるぼしプラス（仮称）」のデザインを募集する。

＜職場における女性の健康支援に取り組む認定一般事業主及び特例認定一般事業主の要件（予定）＞

「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の認定基準のうち職場における女性の健康支援に関する基準

⑴　次の①及び②の制度を設けていること。

①　女性の健康上の特性に配慮した休暇制度（女性の健康上の特性への配慮を含む多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）

②　女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅勤務等のうちいずれかの制度

⑵　女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、(1)①及び②に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための取組を実施していること。

⑶　女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。

⑷　女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者（以下「女性健康配慮担当者」という。）を選任し、当該女性健康担当者に労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、当該女性健康担当者を労働者に周知させるための措置を講じていること。

２　募集内容

女性活躍推進法に基づき、女性の健康支援に取り組んだ企業を表すマークとして、既存のえるぼし認定マーク・プラチナえるぼし認定マークと一体的に使用するデザイン。

＜デザインに求めるもの＞

・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定のマーク（別添参照）と一体的に表示・活用する形で職場における女性の活躍推進と健康支援に取り組む企業であることを表示するデザインであること。
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定のマークと調和し、女性労働者の健康支援に積極的に取り組み、働きやすい職場環境が整備されている企業であることが一体的に想起できる、明るいイメージを持った、親しみやすいものであること。
・本件デザインのみを独立して表示することは想定していないこと。（※）

［えるぼし認定マーク・プラチナえるぼし認定マークと一体的に使用・表示する例］
（既存のマークと募集するデザインとの位置関係はこれに限らない。）

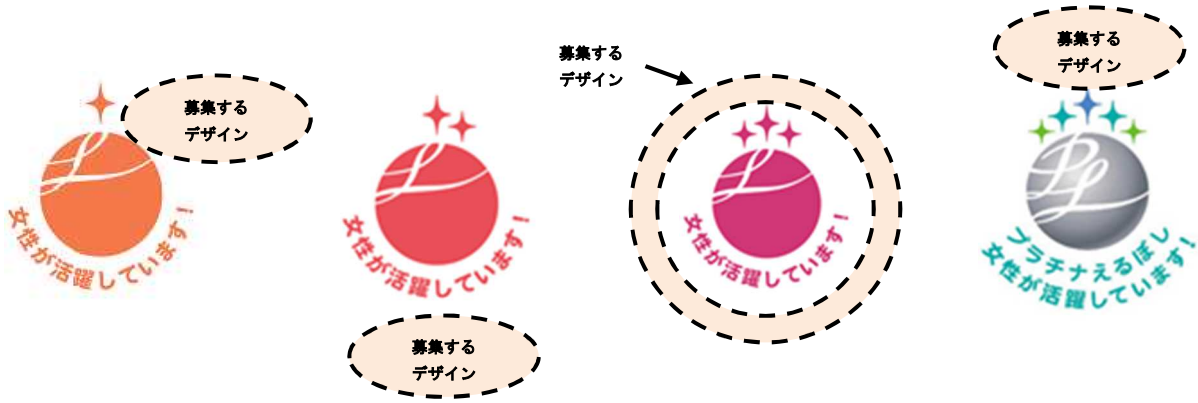


（※）デザイン制作に当たっては以下の点に留意すること。

・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定のマークに付加する形で、図案の位置関係（レイアウト）を一か所示すこと。
・図案のサイズは、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定のマークの３分の１程度までとすること。
・デザインは、えるぼし認定３種、プラチナえるぼし認定１種の計４種類につき同一のデザインを作成すること。なお、当該デザインの色は種類ごとに変えても、同一のものとしても良いこと。
・えるぼし認定３種、プラチナえるぼし認定１種のマークの色（山吹色、橙色、赤色及び銀／灰色）、デザイン及び文字は変えないこと。

３　応募締切

令和７年 11 月 18 日（火）必着

4　応募資格

特になし。どなたでも応募可。

5　応募方法

応募するデザインの意図等の解説をつけ、氏名（ふりがな）、年齢、職業（学生の方は学校名）、住所、電話番号を記入の上、電子メールで応募すること。

＜提出物＞

(1) 応募作品

(2) デザインの意図などの解説

・デザインへの応募に当たって、１作品につき１ファイルとし、ファイル形式はJPEG形式又はGIF形式、ファイルの容量は２MB以下の電子データ。

＜送信先＞

Lboshiplus2025@mhlw.go.jp

・メールの表題は「デザイン応募」とすること。

・メール本文に必要事項を記入すること。

氏名（ふりがな）、年齢、職業（学校）、住所、電話番号

6　応募作品

・自身で作成した未発表の作品に限る。

・デザインの作成および応募にかかる費用は、応募者の負担とする。

・他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消す場合がある。
また、類似と認められる場合や不適切と認められる場合も決定を取り消す場合がある。

7　選定・発表

・雇用環境・均等局において、応募があった作品から１つを選定する。

・選定された作品については、令和８年１月を目処に応募者に連絡する。採用された方には記念品を贈呈する。なお、賞金はない。

・選定の結果は、厚生労働省ウェブサイト等で発表予定。

・選考の結果、対象なしとする場合がある。

8　著作権など

・選定された作品の商標登録・意匠登録をする権利及び著作権（翻案権等（著作権法27条）と二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（同28条）を含む）など一切の権利は、厚生労働省に帰属する。また、応募者は、選定された作品の著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

・応募作品については、印刷などの際に若干の修正を行うことがある。
・選定された作品について、修正・改変等を行い使用することがあることに同意すること。
・選定された作品に関する著作権譲渡契約書と著作権譲渡登録のために必要な書類に署名することに同意すること。

9　問合せ先

厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課 女性活躍推進係
電話番号：03（5253）1111（内線 5110）

（別添）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定表示

＜えるぼしマークの解説＞　※マーク作成者のコメント

・「L」には、「Lady／女性」、「Labour／働く、取り組む」の他に、「Laudable／賞賛に値する」、「Laureate／優秀な、認められた」、「Lead／手本」、「Lively／活発な」、「Luminous／輝く」などがあり、ポジティブな意味で「L」を用いた。

・企業や社会を意味する「円」の中に、エレガントに力強く活躍する女性をイメージした曲線で「L」をデザイン化。

＜プラチナえるぼしマークの解説＞　※マーク作成者のコメント

・現行の「えるぼし」マークと違和感なく関連づけるため、できるだけ要素をそろえ、円の中の白抜きの「L」と同じスクリプト体で、プラチナの「P」を加えた。

・カラーは、中央の円を、グレーのグラデーションでプラチナの輝きを表現。上部の十字は５つに増やし、爽やかなグリーンとブルーを採用、女性が伸びやかに個性と能力を発揮して活躍できる企業を表した。